

東北大学関東萩友会規約

制定 平成 26 年 7 月 17 日

(名称)

第 1 条 この会は、東北大学関東萩友会（以下、本会）と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、また会員と大学との互惠関係のもと、社会・文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達するため、以下の事業を行う。

- 一 東北大学と会員間及び会員相互間の交流及び親睦に寄与する事業
- 二 東北大学に対する協力事業
- 三 その他本会の目的を達するために必要な事業

(会員)

第 5 条 本会は、関東地域に住所または職場を有するもので、次に掲げる者をもって会員とする。

- 一 東北大学の学部卒業生・研究科修了生及び在籍した者
- 二 東北大学の役員、教職員
- 三 東北大学の役員、教職員であった者のうち、本会に入会を希望する者
- 四 東北大学の諸活動に理解があり、貢献・協力のあった者で、会長が認めた者
- 五 その他、東北大学に関係のある者で、会長が認めた者

(役員会)

第 6 条 役員会は、会長、副会長及び代表役員をもって組織し、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する副会長がこれにあたる。

3 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 会長の選任に関する事項
- 二 規約の改廃に関する事項
- 三 事業の実施に関する事項
- 四 その他会長が必要と認めた事項

(役員構成)

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 若干名

三 代表役員 20名程度

(会長)

第8条 会長は役員会に諮って決定する。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は代表役員その他の会員のうちから会長が指名し、役員会の承認を得て決定する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務の執行を総括する。

(代表役員)

第10条 代表役員は本会会員のうち、東北大学の学部を有する部局別同窓会選出の推薦者をもって充てる。

2 学部を有する部局別同窓会からの推薦者の人数は、別表の卒業生数をもとに割り当てるものとし、学部を有する各部局別同窓会の定める方法により選出するものとする。

3 代表役員は、役員会を構成し、第6条第3項に掲げる事項を審議する。

(任期)

第11条 会長、副会長及び代表役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 会長、副会長及び代表役員は、再任することができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1.この規約は、平成26年7月17日から施行する。

2. 本規約の制定にあたり本会の役員は、本会の運営が確立するまでの期間を考慮し、本規約にかかわらず東北大学萩友会関東支部役員をもって充て、その任期は平成28年3月31日までとする。

但し、代表役員が第10条第2項及び別表の人数に満たない部局別同窓会においては、不足分の代表役員を推薦の上、本会の役員として加えることができるものとする。